

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月29日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田 1 6 6 8 番地 5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田 1 6 6 8 番地 5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出） 金額】	その他の者に対する割当192,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160株	完全議決権株式であり、定款8条に基づき株式の譲渡または取得について、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会の承認が必要となることを除き、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1 平成22年10月6日開催の取締役会決議および平成22年10月22日開催の臨時株主総会の決議によります。
- 2 当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、本件新規発行株式である普通株式とは異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。優先株式については定款に次のように定めております。

定款6条

当社は残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は、払込金額相当額（入会金・名義変更料は含まない）のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。

- 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。
- 当社の優先株式に関する会社法第199条第1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- 当社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- 当社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	160株	192,000,000	96,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	160株	192,000,000	96,000,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は96,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,200,000	600,000	1株	平成22年11月15日(月)から 平成22年12月15日(水)まで	1株につき 1,200,000	平成22年12月16日 (木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3 上記株式の割当予定先からの申込みのない場合は、当該株式に係る割当は行われなことになることとなります。
 4 申込みの方法は申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、
 5 申込証拠金は、払込期日をもって払込金に振替充当いたします。
 6 申込証拠金には利息をつけません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーグルポイントゴルフクラブ	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内1-3-2

(注) 上記払込取扱場所での申込みは行いません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

192,000,000	5,000,000	187,000,000
-------------	-----------	-------------

(注) 発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当における新株式発行に係る諸費用の概算額及び差引手取概算額のそれぞれ合計額であります。発行諸費用として有価証券届出書等開示資料作成報酬並びに弁護士報酬及び株価算定調査費用の概算合計5,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額187,000,000円につきましては、コースの改修、クラブハウスの修繕費等の運転資金に充当する予定であります。具体的な使途の内訳につきましては、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴルフコース改修・補修工事費用として	100	平成23年4月～平成28年3月
クラブハウス等建物設備補修工事費用として	87	平成23年4月～平成28年3月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定 先の概要	名称	有限会社アールエスインベストメント	
	本店の所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向5553番地3	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 力	
	資本金	300万円	
	事業内容	1 有価証券の保有、運用、投資 2 不動産の賃貸および管理 3 前各号に附帯する一切の事業	
	主たる出資者及びその出資比率	佐々木現37.5% 佐々木樹里25.0% 佐々木知音25.0% 萬田陸12.5%	
b . 提出者と 割当予定先 との間の関 係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	当社普通株式26株（保有割合3.82%）を保有しております。
	人事・資金・取引関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。

a. 割当予定 先の概要	名称		有限会社キイ・ライン
	本店の所在地		東京都千代田区永田町二丁目14番3号
	代表者の役職・氏名		取締役 菊地 博巳
	資本金		300万円
	事業内容		1 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理 2 有価証券の保有・売買・投資及び運用
	主たる出資者及びその出資比率		菊地博巳70% 菊地舞30%
b. 提出者と 割当予定先 との間の関 係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	当社普通株式26株(保有割合3.82%)を保有しております。
	人事・資金・取引関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。

a. 割当予定 先の概要	氏名		寺田 和正
	住所		東京都新宿区
	職業		バッグとジュエリーの企画・製造・販売及びオンラインショップの 運営事業の会社経営者
b. 提出者と 割当予定先 との間の関 係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	当社普通株式26株(保有割合3.82%)を保有しております。
	人事・資金・取引関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社森インベスト	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 森 健	
	資本金	1億円	
	事業内容	不動産賃貸事業、ゴルフ事業、不動産仲介事業、不動産開発・コンサルティング事業	
	主たる出資者及びその出資比率	森 健 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式153株（保有割合22.50%）を保有しております。
	人事・資金・取引関係		当社は売上向上及び収益改善を目的としたゴルフ施設運営業務委託等契約（平成21年3月1日締結）に基づき、割当予定先にゴルフ施設運営を委託しております。
	技術関係		該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先4名はいずれも当社の既存株主であると同時に当社の運営するゴルフ場イーグルポイントゴルフクラブの理事であり、理事会で定められた年会費の負担をはじめとして、イーグルポイントゴルフクラブの維持・発展に貢献した実績があること、また、今後の安定したゴルフ場運営の為に割当予定先4名からの協力の必要性を鑑み、割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

有限会社アールエスインベストメント 40株

有限会社キイ・ライン 40株

寺田 和正 40株

株式会社森インベスト 40株

e 株券等の保有方針

割当予定先の4者には、株式長期保有方針の確認をとっております。また、定款8条により株式の譲渡には株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会の承認が必要となります。

f 払込みに要する資金等の状況

本件第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する費用につきましては、全ての割当予定先について、財産の存在を財務諸表にて確認しております。加えて預貯金の残高明細を確認し、本件第三者割当増資による新株発行の払込みに確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

本件第三者割当増資の全ての割当予定先は自社の既存の株主であり、株主となる際の直接確認、自社審査及び、第三者機関として信用ある調査機関の調査から反社会的勢力との繋がりのないことを確認しております。また、株主となった後の関わりからも反社会的勢力との繋がりは一切ないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能となります。

3 【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当該第三者割当の株価算定に際し、不動産鑑定会社に不動産の鑑定評価を依頼して算出した鑑定評価額及び平成19年3月期から平成22年3月期の決算書・税務申告書類一式を基に税理士法人に平成22年6月26日時点の株式会社イーグルポイントゴルフクラブ普通株式の評価額の算定を依頼しております。純資産価額方式（再調達価額）と類似業種批准方式との折衷法により評価額を算定し1株あたり1,365,000円の概ね上下10%の範囲の価格1,200,000円～1,500,000円が株式の正常な取引時価として相当であるとの結論をいただいていることから、発行価格を1株あたり1,200,000円とすることとし、当該発行は有利発行に該当しないものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社森インベスト	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号	153	22.50	193	22.98

株式会社東京ウェルズ	東京都大田区北馬込 2-28-1	120	17.65	120	14.29
有限会社ディー ティーイー	東京都渋谷区道玄坂 1-15-3	69	10.15	69	8.21
熊谷 正寿	東京都港区	67	9.85	67	7.98
西山 知義	東京都目黒区	67	9.85	67	7.98
重田 康光	東京都港区	66	9.71	66	7.86
野尻 佳孝	東京都港区	60	8.82	60	7.14
有限会社キイ・ライ ン	東京都千代田区永田 町二丁目14番3号	26	3.82	66	7.86
有限会社アールエス インベストメント	長野県北佐久郡軽井 沢町大字長倉字大日 向5553番地3	26	3.82	66	7.86
寺田 和正	東京都新宿区	26	3.82	66	7.86
計		680	100.00	840	100.00

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後（平成22年6月23日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．株式等の状況について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）「第4 提出会社の状況 1株式等の状況（1）株式の総数等」に記載の発行可能株式総数は、平成22年6月21日の定時株主総会決議により下記のように定款が変更されております。

種類	発行可能株式総数（変更前）	発行可能株式総数（変更後）
普通株式	800株	1,000株
優先株式	600株	600株
計	1,400株	1,600株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士邊田会計事務所

公認会計士 邊田 真一郎

公認会計士菊地事務所

公認会計士 菊地 隆

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私達の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私達は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆印

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士

武藤 浩司印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。